

# 五月三日の会通信

22

岡山から……………1  
神戸から……………14  
京都から……………27

1976. 10

## 岡山から

### \*第一三回公判 (昭和五〇年二月一五日) 調書の要旨

検察官(東)、弁護人(河原)の双方から、「本件の原因となった坂本守信被告人に対する不没去事件の訴訟手続の経過を明らかにするため、」

昭和四九年二月一八日、二月二二日、二月二五日、三月一日、四月一日、四月八日、四月一二日の各公判調書の証拠調請求がなされ、

裁判官(谷口)は、前記記録をふくむ、坂本守信外一名に関する一件記録(第一、二審とも)を顕出する、とのべた。

証人の人定手続

書記官(戸上)は、傍聴席にいる女性に対し、「山本光代さんな

ら証人召喚状を受取って下さい。」とのべたが、これに応じなかった。

裁判官は、弁護人、被告人に対し、同女との打合せの時間を与え同女は証言台に立ったが、人定質問に応じなかったため、裁判官は証人山本光代の尋問を留保する旨告知した。

### \*第一四回公判 (昭和五一年二月二六日) 調書の要旨

弁護人(河原)本公判期日直前に証人山本光代の採用決定を取消す旨の決定に対し異議を申立てる。

裁判官(谷口)右は理由がないから却下する旨決定

被告人(松下)却下の理由を明らかにされたい。

裁判官 答える必要はない。被告人に対する質問があれば弁護人からされたい。

弁護人 公判直前に証人の採用決定が取消されたので、被告人尋問の準備ができていない。公判に関する被告人の意見陳述を許可されたい。

被告人（松下）本日の公判は少くとも三重の意味において複素数化しています。その理由の第一は、本日午後一時から開始を予定されていた女性の証言が直前に取消されたこと。第二に、本日午後二時から広島高裁岡山支部において本件と深い関係のある山本美恵被告人に対する控訴審判決が予定されていること。第三に、本日午後三時半から広島高裁岡山支部の同一の法廷において、坂本守信被告人に対する制裁判決が予定されていること。このようなかたちで本日の公判は、タンポポの綿毛のように飛び散っているわけですけれども、その位相から、今後の併合の問題について発言したいと思えます。被告人に関する（裁判所を横断する）いくつかの公訴事実は、すでに昨年五月三〇日の法廷でものべたように、一つ一つを切りはなして審理し得るものでなく、〔……〕岡山地裁と神戸地裁の審理の速度が、ズレてはいますが、本質的には併合して審理する必然性があることは明らかです。〔……〕さらに、本件被告人についての公訴事実の水準でのみならず、本件公判をふくむ、さまざまな公判過程で私たちが出会いつつある人間、問題点、関係性のすべてを包括しつつ、裁判を媒介する、より深い審理へ併合していきたいということを強調しておきます。

弁護人 本件を神戸地裁の各事件に併合されたい。

検察官（東）本件は本件のみで審判し本日終結されたい。

裁判官 神戸地裁の意向を打診するが、もし併合しないことになれば、次回に被告人尋問を行なったのち終結する。

〔註一。二月二四日、午後二時に開かれた元岡山大講師坂本守信の控訴審判決公判で、久安裁判長が主文を読みはじめたところ、坂

本はビニールカバンからナマ卵一つを取り出し、左手で法廷の天井に投げつけ、もう一つの卵を取り出しかけたところで退廷を命じられた。……裁判長は坂本に「法廷等秩序維持に関する法律」を適用するかどうか検討している。（山陽新聞二月二五日の記事の要旨）

〔註二。二月二六日、午後二時に開かれた元岡山大生山本美恵の控訴審判決公判で、久安裁判長が被告人不出廷のまま判決文を読み始めたところ傍聴席にいた若い女性が突然立ち上がり、被告人席まで歩いていき、持っていたなま卵を裁判長の右うしろ壁に投げつけ、身柄を拘束され、監置一五日を命じられた。……坂本の制裁裁判も（同人不在のまま）二六日おこなわれ、監置五日の決定。（山陽新聞二月二七日の記事の要旨）

### \*第一五回公判（昭和五一年四月二二日） 調書〔抄〕

裁判官（谷口）前回申請があった神戸地裁係属事件への併合を、同裁判所より審理状況からして併合しない旨の回答があったので却下する旨決定。

弁護人（河原）本日は被告人質問に変えて被告人の最終意見陳述をする機会を与えられたい。

被告人（松下）最終意見陳述の前提条件として三点をまずのべたいと思えます。第一点は、四月一五日に神戸地裁において同地裁に係属している事件群と本件の併合を申し立てその水準で併合され

た後の公判において被告人質問なり最終意見陳述をおこなう予定でしたが、それが却下されたことを踏まえて、この意見陳述をおこなっていくということです。第二点は、ちょうど二年前の今日の朝、ということがあったかという点、被告人が監置二十日をへて岡山刑務所を出た直後に逮捕令状が執行されました。このことは本年三月十二日朝、同じ刑務所の門前で（本年二月二六日の広島高裁岡山支部における二つの制裁裁判で監置決定をうけた）二人の一時のすれちがい（釈放直後、家族に再拘束される人と、その関係性を対象化する過程で収監される人）という風景と対応しています。第三点は、すでに昨年の五月三十日に本件の手続更新に際して被告人がおこなった意見表明を、いま、この公判に関わる全ての人が、再度検討してほしいということです。

以上の三点を前提として問題点をのべていきます。第一に法的な位相をこえる公訴棄却の問題。本件の被告人は、制裁裁判による最高刑としての監置二十日間の後、逮捕、起訴され、公判がおこなわれてきましたが、一つの行為に対して何重にも罰が加えられていく典型的な事件となっています。一方、最初の行為自体が不確定であり、制裁裁判および告発をおこなった裁判官渡辺の証言が撤回されたことは、いわば制裁ないし告発の基礎が解体していることを示し、さらに被告側の坂本証人の証言の中にも出現している、本件の行為主体に深い関わりのある松下未宇の葬儀が本年四月十日にあったという経過をふくめて、法的な根拠の解体としての公訴棄却が問題となります。

第二に、検察側立証の不十分性が明らかで、本件の起訴状にある昭和四九年四月一日まで、本件の被告人が、どのように公判に

かわっていたかの立証がなく、証言に立った検察官は、（被告人がいるはずのない刑事公判の法廷で）何度も被告人をみたと証言し、書記官も拘束段階の被告人と他の被告人を混同して証言しています。本件の公訴事実とされている時刻に、被告人がどこにいたかさえも確定されていないのです。そして、それを追求するための女性の証言が、一度採用されながら本格的な証言開始の直前に取り消されている。また検察側が押収しているハンカチについていえば、金本証人がのべているように、かれの拘束後、本件被告人と荷物を交換した事実があり、事件のあった四月一日からハンカチの押収された四月二二日まで、警察署、刑務所にいる被拘束者たちは、荷物のさし入れ、宅下げが可能であったという条件を抜きにしてハンカチを論じることができないでしょう。卵についても、その当時、公判にかかわっていた全ての人の位置、関係、入手し運動の可能性の厳密な立証がなされず、予断にもとづく立証におわっています。かりに卵が複数（葉）数個であるとしてそれが、何回にわたって、どのような順序で出現したのかは、あいまいなままであり、検察側の立証は自己撞着をおこなっている。その原因のいくつかは、現場検証前に裁判官渡辺が手をふれていることとか、保全された後に、警察の取調べの段階で、内容の変化し交換がありうることから生じています。さらに重要なことは卵と共に出現した文書や花や玉などに注意を払わずに浅薄な視点から卵をとらえようとするために、事件の本質から、はじきとばされているということです。

第三に、卵の人間の歴史のさまざまな領域に対して示してきた喩（註。関心のある人は、たとえば、ギリシヤ民話八卵裁判✓に



一、被告人が本件と同じ行為をなしたとして、「法廷等の秩序維持に関する法律」によって監置二〇日に処せられたことは裁判所にも明らか事実であるところ、右監置処分と本件公務執行妨害罪による処罰は憲法三九条後段に抵触する。

なるほど最高裁昭和三四年四月九日第一小法廷判決は、種々の理由をのべて右見解と異なる結論に達しているが、その骨子は「法廷等……の法律による制裁が、刑事的、行政的処罰のいずれの範疇にも属さない特殊の処罰であるというものである。」

しかしながら、両者が全く同一の行為を問題とし、それに対して処罰を加えようとしていることは明らかである。そこで問題は両者の処罰がどのような処罰か、重ねて刑事上の責任を問うものか否かである。その点につき最高裁が全く異なる処罰であり、制裁は刑事上の処罰にあたらないという見解であることは既に述べたが、果してそれが正しいであろうか。監置と懲役、禁固は、どちらも同じ刑務所に留置する。官給の衣服まで同じである。いい方が異なるからといって、その内容まで異なるのは言葉の遊戯である。全く同じ行為に対して、全く同じ身体の拘束をなしておきながら、それが異なる処罰であるから許されるというのでは、国民の納得を得ることはできない。法に対する不信を生むゆえんである。

二、次に、「法廷等……法律」の制裁裁判は、被害者が自ら裁くという極めて異例の、奇妙な手続きである。刑法によると被害者であるということは裁判官の第一の除斥原因である。そして、これこそあたりまえのことである。

それにも拘らず制裁裁判では被害者自らが裁くのである。しかも、他に加害者を裁く方法がないわけではなく、本件のように刑法によって公務執行妨害罪として裁く方法があるのである。「法廷等……」の制裁裁判そのものが憲法に違反すると思料する。

三、本件公訴事実については、証明不十分であり、被告人には無罪の判決がなされるべきである。この点、検察官は証明十分というが何故そのようにいえるか、不思議でならない。

公訴事実によると、被告人は「弁護士席付近で」「二回にわたって」「(裁判長めがけて)鶏卵各一個を投げつけ」たという。1、まず回数であるが、佐藤証人(書記官)は「一回投げるような動作を見た」と証言し、藤沢証人(主席書記官)も、田井証人(事件当日の公判担当検察官)も、同じであって、三人とも一回しか見ていない。

2、次に、その場所であるが、佐藤証人は「証言台の前の柵のそば」といい、藤沢証人は「傍聴席から(扉をけて)法廷の部分に出て間もない部分」といい(統いて「松下は更に進んで弁護士席の傍聴人席よりの角のところに行ったところ、藤沢らがかまえた。松下はそれより前にはいっていない」という)田井証人は「弁護士席の左はしの辺」という。三人三様であり、それぞれ全く異なる場所を指示している。

3、投げた物が何か、三人の証人は、いずれもわからないといい、あとになって、卵のからが二個分おちていたから、卵だと推測している。

ところが不思議なことに、卵のからが当然証拠として出てきそうなものなのに、全然出てこない。

三人の証人は見たというが、事件の翌日実況見分を行い写真撮影をした警察官西山は、卵のからは見ず、からのことは聞きもしなかったという。

どこへいったのか。佐藤、藤沢、田井の三人の証人の証言をきくと、どうも渡辺裁判官がどうかしたようであるが、一体どうしたのか。不可思議である。

4、被告人を告訴し、被告人の行為について一番くわしいと思われる渡辺裁判官の証言がないことが、一そう本件をわからなくしている。

検察官は、一度は証人として申請し裁判所も採用しながら、後になってこれを撤回した。一体、検察官に、本件を真面目に証明する意思があるのかどうか極めて疑わしい。裁判所も一度採用したものにつき、撤回を認め、しかも被告人、弁護人の申請を却下したがこの処置は極めて不当である。

5、結局、公訴事実の証明は極めて不十分である。特に田井証人の次のような証言が重要である。

「松下が傍聴席から立上って、自在扉の方にむかった。その時、何か白いものが証言席の上をとんだ。松下が弁護士席の左はしの辺で何かを投げるのを見た。」すなわち、証言席の上をとんだものは、松下が投げたのではない可能性が強いと、検察官たる田井証人が証言しているのである。当時、法廷内は騒然とした状態にあった。誰も正確に事態を把握していない。誰が、何を、どのように投げたのか不明なのである。

近時、日本の刑事裁判では、「疑わしきは被告人の利益に」という大原則が、どこかへいってしまい、裁判官は起訴されれ

ば有罪の予断をいだし、被告人の方で完全に無罪の立証をしないう限り、「疑わしきは被告人の不利に」と、有罪にしてしまいう傾向が強い。大きな間違いである。

どうか、そのような間違いにおち入らず、確信が得られぬ限り、躊躇することなく無罪を言渡されたい。

四、最後に本件発生の場となった坂本守信被告人に対する不退去被告事件について一言のべておきたい。

右事件の公判は、渡辺裁判官の強権的な訴訟指揮によって、極めて異常な公判となった。坂本被告人が出廷した七回の公判のうち、実に五回にわたって、退廷命令が出されている。最後の公判でも退廷命令が出、被告人質問ができず、そのため弁護士(河原)の最終弁論もできないという状態であった。また期日指定も極めて短期間に集中的に指定された。あらゆる面で極めて異常な公判だったのである。

以上

### \*昭和五一年六月八日

(判決前、なにかの可能性を感じとった裁判所職員、新聞記者、カメラマンなどが、被告席を包囲していた。もちろん、仮装被告たちも、より深い位相で……。そして裁判官は、どこか憂うつそうな表情で、次の判決文——おそらく、かれ以外には未開示——をよみ上げた。)

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地  
住居 神戸市灘区赤松町一丁目一番地の一

著述業

松下昇

昭和十一年三月一日生

右の者に対する公務執行妨害被告事件につき当裁判所は検察官伊藤鉄男出席のうえ審理をし、次のとおり判決する。

主文

被告人を懲役八月に処する。

この裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、昭和四十九年四月一日午後二時から、岡山市南方一丁目八番四二号岡山地方裁判所第二三号法廷において、裁判官渡辺宏担当で開廷審理されていた被告人坂本守信外一名に対する不退去被告事件の公判に、傍聴人として入廷していたものであるが、同日午後二時三十分ごろ、右裁判官が被告人坂本守信に対して退廷命令を発し、右被告人が付添いの刑務官によって退廷せられようとするや傍聴人席から弁護士席付近まで進み出ながらいきなり右公判審理中の同裁判官めがけ、鶏卵一個を投げつけて暴行をなし、もって同裁

判官の職務の執行を妨害したものである。

(証拠の標目)

- 一、第四回公判調書中の証人佐藤格三の供述記載部分
- 一、第六回公判調書中の証人藤沢益二の供述記載部分
- 一、第七回公判調書中の証人小林力、同西山節男の各供述記載部分

一、第八回公判調書中の証人田井正己の供述記載部分

一、証人坂本守信の当公判廷における供述

一、当庁昭和四十八年(ワ)第二八三号不退去被告事件第七回公判調書

一、当裁判所の検証調書

一、司法巡査作成の写真撮影についてと題する報告

一、司法警察員作成の捜索差押調書

一、押収のハンカチ一枚(昭和五〇年押第三〇号の一)

(法令の適用)

刑法九五条一項、二五五条一項、刑事訴訟法一八一条一項本文。

なお、前掲証拠によると、判示法廷において法壇上の裁判官に向けて投げられた鶏卵が二個であったこと、うち一個は被告人が投げたものであること、は明白である。しかし、他の一個については、果して被告人が投げたものであるか、他の傍聴人らが投げたものではないか、について、必ずしも明確ではない。あるいは被告人が投げたのではなからうかと疑うに足る状況は十分存するのであるが、しかし、そうであると断定するに足る証拠は乏しく、判示事件の法廷が毎回相当混乱紛糾しており、本件当日も同様であったことが認められる点を考慮すれば、公訴事実のように被告人が二個の鶏卵を二回にわたり投げたと断ずるにはいささか躊躇せざるをえない

ものがあり、判示のとおり認定したものである。

次に、被告人は判示所為につき法廷等の秩序維持に関する法律に規定する監置の制裁を受けたことは被告人の認めているところであるが、右制裁を受けた後、さらに同一事実にもとずいて刑事訴追を受け有罪判決を言い渡されることは、憲法三九条に違反しないと解されることである。(昭和三十四年四月九日第一小法廷判決、刑集一三、四、四四二参照)

最後に、公判審理中の裁判官に対する判示の如き所為は誠に異例であって強い非難に値するものであるけれども、被告人はいわば教養ある知識人であって、将来自己の軽挙を十分反省するよう期待して、実刑に処するまでのことはしないのが相当であると判断する。よって主文のとおり判決する。

昭和五十一年六月八日

岡山地方裁判所

裁判官 谷口良

右は謄本である

同日同庁 裁判所書記官

戸上八代次

\* (控訴) (申立書)

△昭和五十一年六月八日Vに、

△岡山地方裁判所 裁判官・谷口貞Vが、

△昭和四十九年(ワ)第二二二号事件Vに関して、他の複(素)一(数)性の事件群との△分離Vをしいられた位相でおこなった、無限に垂直交差する

(判決)に対して

(控訴)を申し立てる。

申立の理由は、(未字)を媒介とする全ての( )公判参加者が共同表現していく。

一九七六年六月八日

前記(卵裁判)被告人(松下昇)をふくむ仮装被告(団)

△広島高等裁判所岡山支部V御中

\* (控訴趣意書)

昭和五十一年(ウ)第八一号事件

被告人(松下昇)をふくむ仮装被告(団)

一九七六年六月八日付

(控訴) (申立書)に連続する

(控訴趣意書)を提出する。

一九七六年八月十五日  
八広島高等裁判所岡山支部V御中

α、この(申立)表現の作成し提出し応用の主体は、(松下 昇)をふくむ複一素(数性の存在である。なぜなら本件の本質的な被告存在は、八一V人ではなく、起訴ないし制裁をうけなかったにしても本件を生起させた関係性にかかり、その抑圧を転倒していきつつある全ての主体だからである。さらに本件の八一V審判決は法的には執行猶予であるようにみえるとしても、逆に法的拘束の及ばない領域へ、本件にかかわる全てのものを終身的に収監したともいえるのであり、その宙吊り性を突破してどこかへ舞い立って行く必然の息づかいが創出されつつあるからである。従って、この(申立)表現は、たんに控訴審の裁判所に対してのみならず、はるかに深く広い審理の場を横断しつつ開示されていく方向性をもっているし、この紙片は、その全過程の契機の八一Vつであるにすぎない。

β、本来、控訴がありうるすれば、少くとも被告人(松下 昇)に関して八神戸地裁Vで審理中の事件と本件が併合された後に出来る判決を媒介しなければならぬ。この併合要求が主として八神戸地裁Vの判断によって却下され、分離位相での判決がしいられている以上、本件について、いま控訴をふくむ申立をおこなう場合、原判決に対してその水準でのみおこなうのではなく、位相的分離をもたらす法の構造に対してもおこなうのである。このような重層的な提起の方法は、本件とかかわる全ての(一

公判(一)過程についても必要であり、たとえ可視的に分断しているように位置づけられる段階にあっても、それぞれが、相互を包括し併合しつつ本質的な審理を実現していかなければならぬ。

γ、前述の点を把握しつつ原判決を検討するとき、少くとも次の控訴理由が不可避免的に出現してくる。

一、原判決は本件に関する被告人の発言、とりわけ昭和五十年五月三十日第九回公判における  
手続更新を契機とする意見陳述と  
昭和五十年二月二十六日第一四回公判における  
最終意見陳述 についての判断を宙吊りにしており、それによって本件の審理不可能性を開示してしまっている。従って、前記の陳述をふくむ公判過程における被告人の表現を(控訴)申立理由として併合的に提出する。

二、控訴理由としての刑事訴訟法第三八〇条(法令の適用の誤り)および同法第四〇三条(公訴棄却の決定)にふれつつ……

原判決は「法廷等の秩序維持に関する法律に規定する監置の制裁を受けた後、さらに同一事実にもとづいて刑事訴追を受け有罪判決を言い渡されることは、憲法三九条に違反しないと解される」ところである。」とのべるにとどまり、最高裁判昭和三十四年四月九日第一小法廷判決に依拠するのみで、「制裁裁判そのものが憲法に違反する」という弁護人の主張や、法の自己矛盾と解体に関する(坂本)証言に対して具体的な反論をなしていない。

被告人が同八一V事実にもとづいて制裁と有罪判決を言い渡されたすれば、法令(の根源)の適用が誤まっている可能性についての審理がまず必要になるであろう。(判例の再検討を当然ふくむ。)この作業は公訴棄却の結論を導くはずである。

三、控訴理由としての刑事訴訟法第三八二条(事実誤認)にふれつつ……

a、原判決は核心的な証拠調を欠損させたまま出されている。とりわけ、本件発生の原因をつくり、制裁裁判と告訴をおこなった裁判官渡辺宏は検察側証人として昭和四十九年八月二二日の第二回公判において申請されていたにもかかわらず、不明確な理由により申請が実質的に撤回され、被告側から昭和五十年七月二五日の第十回公判に際しての現場検証の立会人(証人)として申請がなされたが、裁判所はこれをも却下した。この事態は、本件の公訴の根拠を撤回するに等しいことであり、渡辺証人の召喚(取調なしに本件の審理が成立しないのは明白である)。

b、原判決は、本件の真の意味を解明するために不可欠な被告側証人群(八一V審に提出した(証人)申請書のうつつしを添付する。)を殆んど却下し、八一V人だけ採用した(坂本)氏の証言は、形式的に証拠の標目に記載されているとはいえず、判決内容には全く影をとどめていない。控訴審においては、前記(証人)申請書および(坂本)証言に登場する全ての人の証言が必要である。これらの証言なしに審理は不可能であり、とりわけ

原裁判所が八一Vたん採用しながら昭和五一年二月二六日の第一四回公判の直前に採用を取り消した(女)性証人の証言内容は、

1、被告人は、本件発生時に法廷にいたかどうか。  
2、(一卵)は、どこからきて、どこへ行く巡礼過程にあったのか。  
3、本件の真の行為主体は公訴棄却(極刑)のむこう側にいるのではないか。  
という点にかかわるだけに、これだけでも原判決は破棄をまねがれない。

c、原判決は証拠の標目に(一卵)を記載していない。これは本件が、八法廷Vのみた悪(夢)にすぎないのではないか、という推定を可能にしている。また起訴状で八二V個となっていた(一卵)の数が、原判決で八一V個になっているのは重要であり、本来、複一素(数性の秩序不可能な(一)を抑圧しようとする方法自体の崩壊を示している。原判決なりにもっている論理をもし公平におしすすめるならば、(一卵)の数は八二V↓八一V↓八〇Vであり、これこそ(一卵)裁判にふさわしい結着といふべきである。

四、控訴理由としての刑事訴訟法第三八一条(刑の量定不当)にふれつつ……

原判決は、実刑に処さず執行猶予とした理由として「被告人はいわば教養ある知識人であって、将来自己の軽筆を十分反省するよう期待して」とのべている。これは、ことば通りうけとるならば、原判決の依拠する最高裁判例が被告人(いまだに氏名や行為事実是不確定)を実刑に処したことと比較すれば、誤りであり法の下の平等に反する。(もちろん、判例のその被告人こそ、無

罪に公訴棄却しあるいはそれ以前の判決に相当しているの  
あり、判例を支える法秩序を解体していかなければならない。そ  
して八教養V概念の飛翔も。真の八教養Vとは(一卵)を飛翔させ  
うる力、のことでもあるのだから。(おそらく、前記の理由づけ  
は、本件の内包する怖るべき(一)性を回避するためになされた  
にすぎない。だからこそ「軽挙を十分反省」する必要があるのは  
本件を出現させ、大学斗争をふくむ全情況の根底的対象化の契機  
と持続の条件を与えてしまった法II国家(を支える情況)そのも  
のである。

五、(共同表現として作成し提出し応用していく。)  
(編集者の註。この文書全体に、巨大な花卉が影を落している。)

(証人)申請書(添付資料)  
昭和四九年(第二)二二号事件に関して、現在までの審理過程をさ  
らに飛翔させるために、少くとも、次の(証人)を申請する。

一九七五年八月二十二日

前記事件被告人のXX-XX人

(松下 昇郎)

岡山地方裁判所御中

\* 札幌市東苗穂町四八四 札幌刑務所気付

ロン・ジャーニ  
(判決では 天野 積雄)  
昭和三十三年五月八日、札幌高裁判事第三部法廷に出現した「  
鶏卵大の石」を契機として、監置十日間、さらに懲役十月を加え  
られた背後の事実性について。

\* 愛知県南設楽郡鳳来町布里釜土戸四十三

川合 吉雄 気付  
田中 要助

昭和四十七年四月二十四日、名古屋地裁第十一号法廷南側構  
内に出現した「鶏卵大の石」を契機として、法廷内の被告たちと  
相互に分離されたまま、懲役六月、執行猶予二年の判決をうけた  
意味について。

\* 愛知県豊田市平芝町一―二十一

河合 ちはさ 気付  
広川 茂子

昭和四十七年四月二十四日、名古屋地裁第十一号法廷において  
「裁判長に向かって投銭した一円玉二個」が、監置五日間の後、  
被告人に返還されつつある過程について。

\* 岡山市津島岡大南宿舍RB三〇二

坂本 裕美 気付  
坂本 守信

本件の起訴状にその影が落ちていることを媒介しつつ、本件の  
前史および後史の領域を含めて、証人に関する全ての公判記録を  
応用して証言する。

\* 岡山市南方五丁目三―二〇松原玉子方富

井 富美代 気付  
小松 芳文

本件の発生した法廷に被告人として召喚され、かつ不出頭を許

可されたことに象徴される審理の弯曲を、玉子方の生活空間の深  
みから証言する。

\* 大阪府茨木市春日三―十五―四一

山本 幸 気付  
山本 美恵

召喚状の到達不可能性の開示を、本件の発生した法廷に出現し  
た、なにもか委託した経過、および、証人に関する控訴審に  
被告人を証人として申請した根拠について。

\* 徳島県板野郡板野町大寺字大向北一―一

国立板西療養所内 森 弘子 気付  
山本 光代

本件発生と同(一)Vの法廷において(一)請求却下後に出現した  
パチンコ玉n個(証拠保全請求済)を契機として監置(五)十  
日間を加えられたつある意味について。

\* 倉敷市玉島乙島白銀山病院内

宮本 哲 気付  
大熊 正喜

本件にかかわる公判過程に八片山恵子のこどもVの口から出現  
し、監置七日間の契機となったアメ玉の味と、その行方について。

\* 神戸市東灘区赤塚山神戸大学住吉寮委員会気付

上原 孝仁

本件の被告人と共に、六甲空間において、タマゴを使用する

(一) V焼を営業してきた経過と、本件および証人に関するタバコ  
を契機とする監置十五日間の関連について。

\* 岡山市伊福町三―一―一

荻原 勝 気付  
若杉 泰子

本件を発生させた関係性総体が、証人の生命に及ぼした影響につ

いて。  
\* 名古屋市昭和区山脇町一―八むつみ荘内 竹 中 千恵子気付  
森川佳津子(あるいはV成田晴子(同(一)人物))  
本件発生と同(一)V時刻に、(一)他Vの場所で被告人と出会い、  
…として現在に至っている意味について。  
\* 神戸市灘区赤松町一―一  
松下 昇 気付  
松下 未宇

本件の真の行為主体について。さらに

## 神戸から

＊昭和五十一年一月二十九日の公判で三回目に出廷した堀江証人（元神戸大教養部評議員）は、上原被告人の昭和四十六年四月二十八日と五月十九日、松下被告人の昭和四十六年九月七日、九月二二日の各公訴事実に関する検察官の主尋問に対して証言した。

### ＊昭和五十一年二月一九日公判調書〔抄〕

被告人（松下）当時いわゆる学園紛争が起きたのは神戸大学だけですか、それとも全国的にあったでしょうか。

証人（堀江）全国的です。

〔……〕

被 神戸大学教養部教授会が昭和四十四年五月に改革試案を作成しているのはご存知ですか。（パンフレットを示す）

証 はい。

〔……〕

被 学生の拒否権（や）〔……〕助手を教授会構成員に加える〔……〕点について、この改革試案は実現されましたか。

証 今は実現されておりません。それは一つの努力目標でありますから。

〔……〕

被 〔……〕このような改革試案を作ってみるふりをしなければ、封鎖を解除できない状況にあったのでありませんか。

証 ふりをしたのかどうか、わかりませんが〔……〕実現されない部分が多いのは、これは止むを得ないことだと思います。

〔……〕

被 昭和四十四年三月〔……〕教養部構内である事件がおきたために兵庫県警が検証捜索をしたことに関して、当時の神戸大学長事務取扱戸田義郎が兵庫県警に対して抗議文を出していることは記憶にありますか。

証 私が、あれ（評議員就任）したのは四十四年七月で〔……〕その事件は関知しないんです。

被 〔……〕少くとも当時、学内には警察力の安易な導入は紛争を拡大するだけであるという意見がつかったという記憶はありませんか。

証 ええ、そういうことはいえるかもしれませんが。〔……〕

被 それが変化したのはいつ頃でしょうか。〔……〕

証 それは封鎖解除ということを〔……〕議論されるようになってから変わりました。〔……〕（昭和四十四年）七月の下旬ぐらいだと思いますね。

〔……〕

被 警察力の導入の基準（昭和五十年一月五日堀江証言）による〔……〕（導入を）何回ぐらい要請されましたか。

証 （自分の経験では）三回ぐらいじゃないですか。

〔……〕

被 〔……〕数十回という記録があるんですが。

証 〔……〕そういうことは絶対ないですね。〔……〕（証。反証が大学の記録の中にも存在する。）

〔……〕

被 〔……〕松下昇に対する七つの公訴事実のうち、いくつが告訴によるものか〔……〕

証 〔……〕告訴については知りませんね。

被 そうしますと、評議員でさえ知らないところで告訴が行われたということですね。

証 そうですね。

〔……〕

被 〔……〕（七つの公訴事実の最初の）昭和四十四年九月一日の事件（などについて半年以上たってなされた）昭和四十五年五月の実況見分に立会った〔……〕のはなぜでしょうか。

証 わかりませんね。〔……〕

被 昭和四十五年三月から四月にかけて松下処分に関する（秘密）調査委員会が結成され（その評議会への報告段階でもある）五月のはじめに松下昇などに対する逮捕令状が出たことは記憶にありますか。

〔……〕

証 〔……〕いま記憶がありませんね。（被告人から広報二二二号一―三頁をみせられ、やっとうなづく。）

被 〔……〕（その段階で）当事者の意見を聞かないままに処分が行われ（つつあった）〔……〕わけですね。

証 〔……〕それは何もこちらそんなこと考えたことはないですね。

〔……〕

被 〔……〕五月はじめの段階で松下昇は授業を担当していたというのを知っていますか。（証―昭和四十四年度後期の成績表を送ると、全員A〇V点問題がさらに飛翔すること、昭和四十五年度の履修届提出期限が迫っていること、などに直面していた大学当局にとっては、成績表を送付しない、時間割からはずすという試みは法的な正当性が弱いという不安もあって、松下昇の身体的拘束がひたすらのぞましかつたであろう。）

証 〔……〕あなたはもう担当からはずしてたんじゃないですか。

〔……〕

被 （広報二二二号一―三ページ、一〇五ページなどをみせられ、誤りをみとめる。）〔……〕

被 （処分や成績表、履修届などの問題で大学当局が追いつめられていた）時期と逮捕令状が出された時期とが同じであり、（その段階に）教授会が評議会に処分案を提出し〔……〕一方、検察庁は松下昇らを起訴している、これは事実としてそうですね。

証 そういうの全然知りません。

〔……〕

被 （前回の証言で、女子学生からの質問に対し、警察へではなく学生部へ連絡しているとこたえた、とのべたことに関連して）〔……〕教師あるいは研究者として、正しいと思ったことを、なぜ学生に伝えないんですか。

証 〔……〕学生に我々の行動を報告する義務は何もないわけです。

〔……〕

被 では、今でも自分の行為は正しいと……



証 もちろんのことです。

〔……〕

被 (昭和四四年)九月一日の化学の授業に〔……〕一〇九教室を使つかどうか(教授会で)採決されましたか。

証 記憶していません。〔……〕

〔……〕

被 (九月一日以後の一年半の間大学のロックアウト期間をふくめて)そこを使用しなくても授業はできたわけでしょう。

証 そういうことにはなりません。〔……〕

〔……〕

被 (昭和四四年十二月三日の他に)教授会が実質的に公開されたことはありますか。

証 ありません。(註。昭和四五年一月四日の成績表をめぐる教授会において学生が傍聴していたことを提起されても証人はまだ否定した。)

〔……〕

被 一二月三日の事件に関する起訴状によると、「被告人の処分問題等の検討審議するために開かれた」教授会、とあり、一方、広報二二号では「処分問題は議題としてとり上げたのではない」と記載されていますが、どちらが正確ですか。

証 広報の方が正確です。

(検察官山下が、異議を申し立てようとするが、矛盾の拡大を怖れてか中断する)

〔……〕

被 (弁護人の質問に対して答えていたように)この日には退去要

求は出ていませんね。

証 ……

〔……〕

被 昭和四五年四月八日の事件(に深いかかわりのある)調査委員会の人數、氏名はご存知ですか。

証 それは一応適当な時期まで発表しないということになっていましたので。

被 六年近くたっていますが、まだその適当な時期ではないのですか。

証 それは教養部長の判断ですね。(あとで教授会の決定、と訂正する。)

〔……〕

被 裁判でさえも、ある事実の判断については双方の意見を聞きませんが、この調査委員会は(そのたてまえとしての、時間割に入れるかどうか、についてさえ)松下昇の意見を聞いたことがありませんか。

証 (興奮して)あなたはいつでも教授会のメンバーなんですから出られましたし、〔……〕大いに発言してほしいんです。

裁判長(荒石) 調査について松下氏の意見を聞いたかどうかという尋問ですよ、聞いてないということでしょう。

証 それは私はっきりわかりません。

〔……〕

被 四月八日には、調査委員会の調査結果が報告される日だったのですね。

証 一応、草案が発表される日ですね。

〔……〕

被 前々回の証言では、当日、被告人が座込んでいる現場は見えないと証言されましたね。

証 (はじめのうち、見た、といったが、追求されて)座込んでるところ、そのものは見てないかも知れませんね。

### \*昭和五一年四月一五日公判調書〔抄〕

審判の併合に関する事項

被告人(松下)

別紙申立書(註。この表現に交差したい人は、任意の( )公判参加者に問い合せて下さい。)のとおり、本件に岡山地裁、昭和四九年(第二二二二)号事件を併合して審理する旨申立。

検察官(山路)

岡山地裁の事件は実質的審理が殆んど終了している(から)併合には反対である。

弁護人(河原)

併合によって当裁判所の負担が増加するわけでもなく、又量刑面での被告人の利益を考えれば当然併合されてしかるべきである。岡山地裁の事件は保釈後の犯行によるものである。かかる事件を次々と併合して審理することになれば、最初の事件の結末がい

つまでもつかないことになる。

(合議の後で)

被告人の併合請求を却下する旨決定。

理由。(一)保釈後の犯行による被告事件は併合しないのが当裁判所の方針である。(二)岡山地裁の事件は終結段階に入っている。(三)当裁判所の事件は審理に今後相当の年数を要する見込みである。被告人(松下、併合請求却下に対して、裁判所の審理方法の破綻であると批判してから、反対尋問を続行する。)

〔……〕松下被告人に対して神戸大学当局が立入禁止を決定したことがありますか。

証人(堀江)あります。〔……〕四六年の五月の一五日だと思っています。

被 その決定は教授会で議決したんですか。

証 おそらく、そうではないかと思えますけど、はっきり記録調べないとわかりません。〔……〕

〔……〕

被 (昭和四六年九月七日の事件に関して)いわゆる授業妨害などが続いたあとで集中的に補講をやるという前例がありますか。

証 〔……〕はっきり申し上げられませんが、私は知りません。

〔……〕

被 昭和四四年の九月以降の(いわゆる)授業妨害のために(あとで)行われた補講というものはありましたか。

証 そういふ補講はなかったかと思えます。〔……〕(註。全共斗派の最終的排除のためのワナ?)

被 昭和四四年九月以降の〔……〕学期には、〔……〕期末試験は行われましたか。〔……〕ほとんどレポートじゃなかったんですか。(註。レポートさえ要求せずに成績表に点数を記入した教官

もかなりあった)

証 そうかと思えます。

被 「……」レポートにした「……」主要な理由は妨害を怖れてですか。

証 「……」レポートになったのは事実です。

「……」

被 (倉沢教官の哲学の休講が決定された昭和四六年五月から、補講がおこなわれる九月までであった事件、研究室公判の開始、補助参加人上原君の地裁構内での逮捕、松下処分に関する人事院審理などについて質問する。)

証 「……」記憶にありません。

被 「……」九月七日(の事件より)もっと前から(機動隊要請を)決めていたのですか。

証 当然そうです。「……」突発事件(の)「……」怖れがあれば備えておく必要があるわけです。

被 (身体に危険があるとき、という前に証言した基準との関連で)怖れの拡大解釈ですね。

証 「……」そうですね「……」学校の中に入れるか入れないか別ですが「……」出勤(の)体制を整えておくということが責任者の義務であり仕事であるわけです。

「……」

被 (当日の)松下被告人の抗議なるものは(身体的)危害を及ぼす怖れがある状態でしたか。

証 危害を及ぼす怖れはありません。

被 にもかかわらず警察官に逮捕させたんですね。

証 それはあなたはそのときに学内にはいってはいけない人だったんですね。「……」そしてあなたのもとにいろんな行動が起きることが当然心配されたわけですね。そういうことが背景になるだろうと思います。

「……」

被 立入禁止なるものがでて「……」構内に立入った場合、誰かがそれを記録するのですか。

証 別にそういうことはしておりません。ただ受付といえますか、あそこの人が報告するかもしれませんね。

「……」

被 昭和四五年二月二日に生まれた私の子供(が)「……」大学構内、あるいは研究室に行ったこと(の)「……」記憶ありませんか。

証 それはないんですが。

「……」

被 (昭和四六年九月二二日の事件について)この事件については告訴されたことがありますか。

証 「……」告訴の相談を受けたことがありませんし。(註)告訴状は、教養部長湯浅から出ている。又、上原君に対する告訴状の主体は、まだ検察側によってかくされている。)

「……」

被 「……」この事件の罪名をご存知ですか。

「……」

証 「……」私の考えでは「……」仮処分(立入りを)禁止されている「……」研究室に「……」はいり「……」マジックで白い

壁にいろいろ落書きをされました「……」

「……」

被 「……」(昭和四四年の)パレードがあった期間中に教養部構内には証人のおっしゃる落書きのようなものが全然なかったですか「……」。

証 「……」たくさんありました。

被 それらについて告訴なり起訴なりが行われましたか。

証 それは知りません。

「……」

被 証人は松下被告人の書いているところは直接ごらんになってないわけですね。

証 ええ、見ておりません。

被 筆跡などは見ればわかるんですか。

証 ええ、「……」たいいていわかります。

被 (広報第二二号一四二頁の写真を示す)この筆跡は誰ののでしょうか。

証 あなたに似ていますね。「……」九割方、松下さんの様に思います「……」

被 ところがこの写真の説明に「……」松下昇名となっていたが、代筆のように思われる」とかいてありますね。

証 そうですか。

「……」

被 では今まで証言されたことをもう一度「……」ふりかえて「……」神戸大学の斗争はどういう意味をもっていただとお考えでしょう。

証 裁判長、神戸大学の斗争の意味というようなことは必要なんですよ。

「……」

証 裁判長 答えたくないということですか。

「……」

証 斗争そのものも無理なものだった。一部の学生が起したことにすぎないと、そういう感じをぬぐいきれません。「……」しかし松下さんの場合はちょっとちがいます。

「……」

被告人(上原)堀江格郎さんとは一体何でしょうか。

証 わかりませんね。

被 ぼく達の前には、教官存在としては何もかも開示することはなかったし、管理者存在としても何もかも開示することがなかったし、いま証人存在として何もかも開示することがなかったというふうに出現してきているんですけど。

証 不徳の致すところで申訳ありません。

「……」

### \*〔研究室〕公判の行方

神戸大学教養部A四三〇号松下研究室に関する、研究室使用妨害排除請求事件について、神戸地裁第六民事部は、事実審理を一切おこなわずに、昭和五十年九月三十日に判決言渡しを強行しようとしていた。その段階で、証人かつ共同訴訟参加申立人からの「一表

現を開始され、判決は宙吊りになった。以後、十月二十八日、十二月二二日に設定された判決期日も次々に延期され、昭和五一年に入り四月二十八日に至る過程で、昨年言渡しを予定されていた判決文が全面的にかきかえられるという事態が生じている。(書記官の証言)  
被告、松下昇の不出頭した法廷(期日呼出状は開封されないままへうみVのむこうへ巡礼しつつあった。)において、四月二十八日、次のような主文をふくむ判決がおこなわれたことが、八偶然V、その直後に裁判所を訪れた補助参加人の仮装者によって明らかにされている。

#### 主 文

一、被告は、原告が別紙物件目録記載の研究室を使用するのを妨害してはならない。  
二、本件参加申立を却下する。  
三、訴訟費用中、参加によって生じた部分は参加人の負担とし、その余は被告の負担とする。

(註一五月四日消印で判決文が入っていると想像される特別送達が被告あてにとどいたが、前記の呼出状および、これに関連する全ての表現群と共に、(未)開封のまま巡礼中である。控訴過程の(不可視性は、(一)公判総体の格闘している困難さとの関連でとらえる必要がある。)

#### \*昭和五一年五月二七日公判調書〔抄〕

(被告人が検察側の証拠の全てについて不同意しているため、一つの証拠の作成過程をふくめての立証を検察側はおこなわざるをえなくなった。事件当時、現場検証をおこなった警察官も、その後配置転換などで、ことなつた職場に生きていた数年後に、こういうかたちの自主ゼミに参加することになるわけである。)

証人・岩本泰夫(昭和四六年四月二八日一五月一九日の上原に関する事件当時、灘署警備課巡査、現在は兵庫県三原署交通課長。)  
(主尋問に続く反対尋問。)

被告人(上原) 大学側からの一般警備要請というのは、いつごろ、どこに出されたんですか。

証人(岩本) そういうことに関しましては、私は当時巡査でございますので、そういうふうな高度のことにつきましてはわかりません。

被告人(河原) 先ほど学生が乱斗してる(ので写真を撮影した)とそれから「……」教室の中の状況はわからないといいましたね。

証人(花田) その通りです。

も。

証 中のことはわからない(けれども)「……」その書類作成の時点で授業妨害があったとおそらくきいておたからそのようにかいたと思います。

証人・井林良幸(昭和四四年九月一日、昭和四五年一月八日の松下に関する事件当時、灘署警備課勤務、現在は伊丹署警備第一係長。)  
(主尋問に続く反対尋問。)

被告人(松下) (昭和四五年五月二五日付実況検分調書を示す)事から(数カ月ないし)半年以上たつてから実況検分をおこなった理由は何か記憶ありますか。

証人(井林) ……その理由についてははっきり覚えておりません。  
被 (写真に関する報告書を示す) 公訴事実に出てくるB一〇八教室についても(ほとんど全ての教室の場合と同じように)「立会人福原が「……」と説明したが、その落書文字は認められなかった」とありますが、この通りですか。

証 そうです。

証人・花田典和(昭和四四年一二月三日、昭和四六年九月二二日の松下および昭和四六年四月二八日一五月一九日の上原に関する事件当時、灘署警備係長。現在は三原署福良警部派出所長)

(主尋問に続く反対尋問。)

被告人(松下) 昭和四五年五月二〇日付の実況検分調書「……」に「立会人湯浅は森川が「……」と落書きをしたと指示説明したがその落書きの痕跡は全く認められず」とかかれていますか、この通りですか。

証人(花田) その通りです。  
被 (実況検分をおこなった) 昭和四五年五月二〇日の段階では逮捕されていたものは灘署にいたでしょうか、いなかったでしょうか。

証 記憶ありません。(註一五月一八日に、松下と森川が、n日間の八潜伏後神戸大学教養部構内で令状逮捕され、二〇日も灘署に留置されていた。)

(このあと被告人および弁護人から、検察官が提出した、昭和四六年九月二七日付、証人作成の実況検分調書は、公訴事実の場所である松下研究室ではなく、B一〇九の写真であることが指摘され検察官は、「カッコがわるいから、このことは調書から削除して下さい」といって、この証拠を撤回した。しかし、この証拠についての主尋問は終わっているため、被告人は反対尋問を展開した。)

被告人(松下) いま直接、公訴事実に関係ないといわれた証拠(の中で)、証人は黒板の落書きなるものを詳細に模写といましようか、「……」図面を数枚作成していますが、それには何か意味があったのですか。

証 「……」自分の目で見たのを図面化して「……」添付しておた、そういうこととございます。

被 こういう凶面を見ていると被告人としては楽しいのですが、証人としては楽しいですか。

証 「……」その当時ただ正確に描写するというところでやっておりますので、そんな感情で仕事をしたということはなかったと思います。

被 これ(凶面)も一つの落書きに塗書きであると思われませんか。  
証 「……」何らかの犯罪に関係があるということで「……」作成しておるといっていただけます。

被 これもその犯罪に関連するわけですね。(註一被告人としては凶面作成が、それ自体として八犯罪Vの根拠をもつのではないかと示唆したかった。)

証 そのとおりです。

### \*昭和五一年六月一七日公判調書〔抄〕

(速記官がいないため、書記官の要約調書による)

証人・長野正晴(昭和四五年五月二〇日の神戸大学構内の実況検分当時、灘署警備課長。現在、伊丹空港署長。)

(主尋問に続く反対尋問)

被告人(松下) 実況検分は普通、事件直後にやるが四つの事件の検分を同時にした理由は何か。

証人(長野) 警察が犯罪の実態をつかむのがおくれたので、あわせてしました。

〔……〕

被 実況検分以前に(大学当局から)供述調書をとった「……」か。証 はい。(告訴があったかどうかは答えず。)

〔……〕

被 物を動かしたり作を加えたことはないか。(昭和四五年四月八日のバリケードについて。)

証 ありません。「……」現状のまま実況検分しました。

証人・板東貞雄(昭和四五年四月八日の松下に関する事件当時、現在まで、灘署刑事課勤務)

(主尋問に続く反対尋問)

被告人(松下) (証拠書類に、バリケード構築状態を撮影するとき「再現した」とあるが、「……」写真は再現したものか。

証人(板東) はい。(これで、前の証人は全体の実況検分の責任者であるにもかかわらず、重要な点を、たとえ無意識的にせよ、かくしていたことが明らかになった。)

〔……〕

被 (松下処分をむしろ積極的におしすすめていた教職組の掲示板にはられていた、組合の時限ストに対する賃金カット反対のピラを撮影したものを示して)この写真の撮影の意図は何か。

証 ピラがはられているからです。(内容は)考えなくて見たままを「……」。

証人・植之原 繁(昭和四四年九月一日、昭和四五年四月八日の松下に関する事件当時、兵庫警本部警備課勤務。現在、葦合署警

### 備第二係長)

(主尋問に続く反対尋問)

被告人(松下) (証拠写真に、何カ所もエンピツで氏名の記入があるのを示して)これは証人が記入したものですか。

証人(植之原) いいえ、ちがいます。

(裁判長・荒石が、検察官に消すように命じ、検察官・山路は、シブシブ証言席へ降りて来て、消しはじめる。この作業は閉廷まで続行する。)

被 (カラーでない写真を示して)ここにすわりこんでいる人たちのヘルメットの色は。

証 忘れましたが、写真で見ると、白、黒(など)です。

証人・三宅利秋(昭和四五年四月八日の松下に関する事件当時、現在まで兵庫警本部警備課勤務)

(主尋問に続く反対尋問)

被告人(松下) (ボケてうつっている、白くて丸いタマゴ形の映像を示して)これは何ですか。

証人(三宅) ……近距離のだけれど(カメラの前に?)入りました。

(註一ドイツ語で、あるものとあるもの間にタマゴをおく、  
dazwischen Ei legen とするのは、論争のタネをまく、  
という意味の慣用語である。)

〔……〕

(証言は終了したがまだ閉廷しない段階で、写真に記入した氏名を

消しながら、検察官は、弁護人・河原に対して「これからも、こういう調子で反対尋問するのですか?」と、ウンザリした表情で問いかけ、弁護人、被告人から「そんなにイヤなら公訴を取り下げるのがよい」と一笑に付され沈黙したまま、ケシゴムを動かした。)

### \*昭和五一年七月一五日公判調書〔抄〕

(前回と同様に、書記官の要約調書による)

(弁護人が、新幹線で眠っていて乗りすこし、一時間おくらせて開廷した。)

証人・野呂義一(昭和四五年一月八日の松下に関する事件当時、兵庫警本部警備課勤務。現在は警察事務吏員)

(主尋問に続く反対尋問)

被告人(松下) (神戸大学職員が撮影・現像・提出したフィルムを焼付けた、という証拠写真に多数のハラクガキVといわれる表現がうつっている、を示して)撮影の年月日は?

証人(野呂) しりません。

被 撮影した人間は? 書類作成者は?

証 (どちらも) しりません。

被 (証拠写真に関して) そういうケースは多い(のです)か。

証 例外的です。(註一公判調書では「少いです」となっている。なお、この証拠は採用決定されず、留保された。)

証人・福原平義(前記の写真撮影作業に参加した当時、神戸大学教養部会計掛長。現在は学生部厚生課長補佐)

[……]

検察官(山路)この写真は、あなたが写したか。

証人(福原)写していません。部下が写しました。(検察官は不安そうな表情をする。)

[……]

検 写すとき、あなたが写っていたか[……]。

証 憶えていません。

[……]

検 (写真の一枚を示し)(この教室はB一〇九か一〇八の)どちらか憶えて(い)るか。

証 憶えて(い)ません。

[……]

(註一—当時と現在では教室番号が変化している。)

被告人(松下) [……] 写真撮影はいつ頃からしたのですか。

証 四四年八月、封鎖解除頃です。

被 事務長(など)から命令があつ(ておこなつ)たのですか。証 はい。

[……]

被 証拠として警察に提出する相談をうけたことはありませんか。

証 憶えてません。

[……]

被 フィルム提出の判断はどこですのですか。証 わかりませんが、運営委員会とします。

[……]

被 教養部広報の写真に(あなたが写した)写真をのせたことがありますか。

証 あります。(……)部長か委員会から事務長に(指示されます)

[……]。

裁判官(木村)広報でつかう写真(について) [……]あなたに相談があるか。

証 ありません。

(証言終了後、証人は「一言、発言してよいですか?」と裁判長に許可を求め、被告人や傍聴人は、無意識的な? 自主ゼミ参加者の自主的な発言に期待したが、検察官が、あわてて証言席にやってきて、「開廷前にいっていた、何年も前のことだから云々、というのだろう。あとで大きくから、いまは……」といったながら退廷させてしまった。)

証人・岩林信行(昭和四五年四月八日の松下に関する事件当時および現在、兵庫県警本部警備課勤務)

(主尋問に続く反対尋問)

[……]

被(松下)被告人、松下昇を知っていますか。

証(岩林)はい。[……]現場出勤して同僚からきいたり、又、自

己紹介を集会でしたりしていたので知っています。(註。自己紹介はありえないことだが、△松下昇▽は至るところに出現するから、証人は△かれ▽をみたのだろう。)

証人・筒井浩(昭和四五年四月八日、昭和四六年九月七日の松下昇に関する事件当時、兵庫県警本部警備課勤務。現在は西脇署警備課長)

(主尋問に続く反対尋問)

被告人(松下) (四月八日のすわりこみ現場の写真を示して)ここからみて会議室はどちらの方向ですか。

証人(筒井)わかりません。(註。機動隊は会議室への通路にいるから、すわりこみは教授会を開くのを妨害する位置にない。)

[……]

被 (写真のある人物の背中から前に手がみえているのを示して)これは何でしょう。

証 (被告人の方に口を近づけ、ささやくように)森川さんでしょう? (註一この次に、三本目の手、も問題になったが、ささやくような証言であったためか、記録されていない。)

被 (九月七日のB一〇九教室の窓わくの外にカメラをもって立っている人物を写真で示して)これは、だれですか。

証 ……警察の者ではありません。(広報にのせる写真をとる大学側の人間かどうかについては判断しなかった。)

[……]

被 (写真のあるものはB一〇九の内部から窓わくの人物を、ある

ものはB一〇九の外部から窓わくの人物をうつしているのを示して)この二枚の写真をとる間に、どこから、どのように移動しましたか。

証 教室の出入口を通過して、中から外へまわりました。

被 その移動の間に、何かをみたり、写したりしましたか。

証 記憶にありません。(註。証人の移動の間に、何人かが内部へ外部で逮捕されているとすれば、二枚の静止した写真のスキマに渦巻く問題こそ重要なのだが……)

[……]

(検察官は、自分を疎外した証言に、たまりかねてか、筒井証人に証言させる予定であった、昭和四七年二月一五日の松下に関する事件の証拠を二点も撤回してしまつた。また、何とかして早く警察官の証言を全て終了させようとして、次回に法廷に提出を予定している証拠群のうち、昭和四六年九月二二日の松下の事件に関して重複している証拠をとり下げた。)

### \*昭和五一年八月一九日公判経過

(公判調書未入手のため、参加者のメモによる要旨)

証人・藤田長治(昭和四六年九月七日と同年九月二二日の松下に関する事件当時、灘署に勤務。現在は西宮署)

(主尋問に続く反対尋問)

被告人(松下) (九月七日の事件に関する写真を示して) これらは全て、一〇九教室の外側からとったものですね。

証人(藤田) はい。  
被 被告人の公訴事実に関する、室内、ないし窓枠はうつつていませんね。

証 はい。(註一これで、この証拠写真の立証価値はなくなった。)  
被 九月二二日の研究室の事件に関する現場検証を九月二五日と十月五日の二回にわたっておこなった理由は何ですか。

証 一回目は白黒でとり、二回目はより正確にカラーで取りました。  
(註一カラー写真は油コブシの方向さえみえる芸術的な? 出来ばえである。)

被 研究室のドアはどうなっていましたか。  
証 あいていました。(註一永続的に封鎖されていたのだが……。)  
被 ラクガキといわれる表現の筆跡鑑定などはやりましたか。  
証 やっていません。

証人・丸尾雅之(昭和四七年二月一五日の松下に関する事件当時、兵庫県警外事課勤務。現在は尼崎東署)

(主尋問に続く反対尋問)

被告人(松下) これらの写真にタマゴはうつつていますか。

証人(丸尾) 当日の午後、灘署で供述調書をとった神戸大学助教授吉安、講師得津のコートと背広についたにわたりのタマゴのしみです。

被 しみの検査はしましたか。

証 供述でそう判断し、仮還付しました。  
被 そうすると、にわたりのタマゴかどうか、いや、タマゴかどうかさえ判りませんね。

証 ……  
被 当時、教養部構内で△▽焼が営業されていたかどうか知りませんか。

証 当日、外事課から公安捜査隊に臨時に編入され、はじめて神戸大学に行ったので、くわしいことは、しりません。

(続く証言予定者の久木田 豊は、現在の勤務先でのトリコミ中のため、出頭できない、とのことで次回に延期)

## 京都から

### 証言書

新潟大学第八号思想処分撤回請求事案(請求者Ⅱ佐藤信行▽氏)に関して、次の(証言)をします。

一、(私)は、神戸大学教養部の昭和八四三▽年度後期△ドイツ語▽履習者△二三四▽名に対し、自主講座方式による根底的・持続的な討論の結果、全員の成績表に単位制度への評価をもこめて△〇▽点を記入、提出し、教養部教授会も、これを承認した。この事実は昭和四六年(壬)第八三九号研究室仮処分申請異議申立事件に対する神戸地裁第三民事部の判決文も認めている。

二、(私)は、京都大学教養部の昭和五十年ドイツ語(自主ゼミ)の△担当教官▽の△▽人でもあるが、本年三月に、(私)をふくむ参加者の討論によって、履習届提出者の成績カード(一三四△枚)を、ある条件の実現の度合に応じ各人が自主管理(点数記入、捺印、提出の全過程)していくという決定がなされ、実行にうつされている。本件事案の審理に証拠として提出することも可能である。

三、審理の展開に応じて、さらに提起していく。

### 証言書

一九七六年六月四日  
昭和四五年第一九三三号請求事案請求者(松下昇◎)  
人事院公平委員会 殿

新潟大学講師佐藤信行氏の懲戒処分をめぐる貴委員会の審理に際して、私は次のような証言を行い、証拠書類等を提出する用意があります。

一、昭和四九年度京都大学教養部ドイツ語中級ゼミナールの成績評価に於いて、私は「合(ないし否)」表記による判定を行ない、これは正規の評価として京都大学教養部に受理され承認を経ていること。

二、京都大学教養部には私のはかにも同様式をもって成績評価を行なわれている教官が少なからずあるときいていること。

以上です。

昭和五十一年六月

奈良県生駒市西菜畑町二〇〇七

京都大学教養部講師(ドイツ語担当)

人事院公平委員会 殿

奥野 勝久 ◎

証言書

新潟大学講師 佐藤信行氏による懲戒処分審査請求に関し、かれの主張を支持して、つぎの証言をします。

私は京都大学教養部の昭和五十年ドイツ語ゼミナール（学生の希望にもとづいて正規の授業科目のひとつとして開講されるもので一般に自主ゼミと呼ばれている）の担当教官のひとりですが、このゼミナールでは、参加学生の当該年度成績は、私をふくむ参加者の討論をつうじて、評価、成績表への記入、教務係への提出の全過程において、参加学生各自の自主管理・自主決定・自主行動にゆだねられることとなり、そしてそのとおりに実行されました。

一九七六年六月一日

京都大学教養部助教授

野村 修 ㊦

人事院公平委員会 殿

証言書

新潟大学講師 佐藤信行氏を請求者とする新潟大学思想処分（第八号処分）撤回請求事案に関して、左のとおり証言します。

一、一九六九年度以降現在に至るまでのあいだに、私は、京都大学教養部でのドイツ語（初級および中級）の成績評定を、「全員均一評価」のかたちで行ない、正規の成績認定行為として認められた体験を、数年度にわたって重ねています。

二、とりわけ、一九七五年度ドイツ語中級の正規の授業として行なわれた「ドイツ語自主ゼミ」（登録番号D109 担当野村修・池田浩士）では、学外者をもふくむ全参加者の討論によって、成績評価の方法をもふくめて自主的に決定し、参加者各自が自分の成績を成績カードに記入・捺印して教務掛に自分で提出する、というやりかたがとられました。こうして提出された成績カードは、京都大学教養部教務掛で正規の成績報告として受理されています。

三、右の事実に関する事実証拠・資料等は、必要であればいつでも提出する用意があります。

一九七六年六月十五日

京都大学教養部助教授

（ドイツ語担当）池田浩士 ㊦

人事院公平委員会 殿

「なま、池田浩士さんからも人事院公平委員会への証言書が送られているが、編集部のミスで、そのまゝ見あたらない。次号まわしにさせていただきます。」